



IT導入補助金

令和2年度第3次補正
令和3年度補正

CyberCloud Brain

① IT導入補助金とは

IT導入補助金は、申請した全ての事業者の方が採択されるものではありません。公募要領で示している審査基準に沿って、導入内容の妥当性・実現性などを審査した上で、採択・不採択を決定しています。IT導入補助金では、2021年の公募で、延べ50,000件を超える申請のうち、合計約30,000件が採択されました。

■ 補助金の3つのポイント

①



生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援

②



中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを推進

③



成長投資の加速化と事業環境変化への対応と支援

② 補助金額について

個人事業主又は中小企業・中堅企業に対して、導入するITツールに応じてツール導入費用に一定の補助率を乗じた金額が申請されます。

事業概要

- 中小・中堅企業に対して**最大450万円**が支給される補助金
- IT導入支援事業者が持つツールを導入する**個人事業主又は中小・中堅企業**が対象となる
- インボイスを見越したツールを導入する企業を**デジタル化基盤導入枠**として**優先的に支援、補助率アップ**

補助金額

=

補助対象経費



補助率

※補助対象経費は税抜額

■ 企業規模と補助率

企業規模	補助率
通常枠	1/2
デジタル枠	3/4 ※50万円を超える部分は2/3

■ 補助上限

枠	補助上限
通常枠（A類型）	150万円
通常枠（B類型）	450万円
デジタル枠（1機能）	50万円
デジタル枠（2機能）	350万円

③ 申請要件

本補助金に申請するためには下記のような条件があり、gBizIDプライムアカウントの取得及びSECURITY ACTIONの実施をする必要があります。

申請条件

- 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの機能を有しているシステムを導入する事業主。
- 「gBizIDプライム」アカウントの取得をしていること。
- 「SECURITY ACTION」の実施を行っている事業主。

■ 対象



生産性向上に取り組む
中小企業・小規模事業者



成長投資の加速化と
事業環境変化への対応



中小企業の生産性向上や
円滑な事業承継・引継ぎ

④ 補助対象経費について

本補助金は基本的にITツールが基本的な補助対象経費であるが、デジタル枠についてはハードウェア機器やECサイト構築も補助対象経費となります。

補助対象の主要経費

- ソフトウェア、オプション、役務
- ハードウェア機器（デジタル枠のみ）
- ECサイト構築（デジタル枠のみ）

補助対象外経費

- ホームページ、LP制作に係る費用
- 既存ECサイトの改修
- ITツールの登録をしていないシステム

⑤ 審査の加点について

IT導入補助金の審査時において一定要件を満たすと審査ポイントが加点されます。



1. 最低賃金枠申請事業者に対する加点

事業計画期間中「給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること」「最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準をすること」を明記した事業計画を策定・従業員に表明している。



2. インボイス制度に対する加点

導入するツールにインボイス制度対応製品を選定している。



3. 経済産業省が行う地域経済牽引事業の取組の協力に対する加点

地域未来投資促進法の地域経済牽引計画書の承認を取得している。



4. 対象のITツールを選定している事業者

クラウド製品または「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を選定している事業者

⑥ 申請の流れ

本補助金では採択後ではなく、交付決定以降に発生した経費が補助対象となり、確定検査後に補助金の請求を行うことができます。

流れ	実施内容
事前準備	自社の業種や事業規模、経営課題に沿って、IT導入支援事業者と導入したいITツールを選定します。
申請要件	「gBizIDプライム」アカウント取得、「SECURITY ACTION」の実施。
交付申請	IT導入支援事業者との間で商談を進め、交付申請の事業計画を策定します。
事業の実施	価格の妥当性が認められ、交付決定されたのちに建物の工事や設備の発注を行うことができる。
事業実績報告	補助事業の完了後、実際にITツールの発注・契約、納品、支払い等を行ったことがわかる証憑を提出します。

⑦ 必要書類について

IT導入補助金を申請するためには決算書類を用意するだけでなく、電子申請システムへの登録や審査項目に沿って作成された事業計画書等の提出が必要となります。

必要書類	内容
事業継続確認書類	税務署の窓口で発行された直近分の法人税の納税証明書（法人） 所得税の納税証明書及び確定申告書Bの控え（個人）
履歴事項全部証明書（法人）	法務局に登録されている会社の登記事項を証明する書類。 現在全ての登記所がコンピュータ化されていますが、登記所のコンピュータ化に伴って閉鎖された登記簿など、コンピュータで管理されていない登記簿については、謄本（1登記用紙の全部を謄写したもの）又は抄本（1登記用紙の一部だけを謄写したもの）という証明書を交付しています。
本人確認書類（個人）	運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3か月以内のもの）

⑧ お申し込み前後に行っていただきたい内容

ご契約直後もしくはご契約と並行して下記の内容にご対応いただけすると、IT導入補助金の円滑な支援サポートが可能となります。

実施いただきたい内容

①gBizIDプライムのご取得

gBizIDプライムのアカウントが未取得の場合は当社作成の説明書に従ってアカウント取得手続きを行っていただきます。

②必要書類等のご送付

右記の事業再構築補助金の申請に必要な書類および事業計画書の作成に必要な書類やお写真をお客様にてご用意いただき、当社にお送りください。

お送りいただきたい書類等



事業継続確認書類



履歴事項全部証明書

⑨ 今後の流れについて

当社サービスをご利用いただいた場合、お客様へのヒアリング内容をもとにした事業計画書の作成や、その他の書類のご用意をいたします。

